

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	799
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (河川課)	800

公 告	
○一般競争入札の実施 (情報政策課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	802

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中小企業総合支援課、山城広域振興局)	803
○国土調査の成果の認証 (農村振興課)	804

府 議 会

○府議会定例会の閉会	〃
○決算特別委員会の設置及び同委員の選任	〃
○意見書	〃

告 示

京都府告示第600号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年11月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系ネットワーク機器賃借及び運用保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府政策企画部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 契約日
令和2年9月7日
- 契約の相手方の名称及び住所
ネットワンシステムズ株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
- 契約金額
196,139,966円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

京都府告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年11月13日から令和2年11月27日まで縦覧に供する。

令和2年11月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 名田庄綾部線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市故屋岡町ハダカ18の1から	前	最小 8.6 ^m 最大 32.7	113.3 ^m
	後	最小 17.9 最大 55.8	
綾部市故屋岡町ハダカ2の2から	前	最小 5.3 最大 20.4	225.9
	後	最小 13.7 最大 28.1	

- 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第602号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和2年11月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 重要開発調整池の所在地

綴喜郡宇治田原町大字贄田小字鳶谷5番7、5番24及び5番27並びに大字立川小字南垣内19番1、20、21及び22番1

2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

須河車体株式会社

代表取締役 須河 進一

綴喜郡宇治田原町郷之口馬廻り1番地

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和2年11月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
電算室運用業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
契約日以降で京都府が指示する日
- (4) 納入場所
仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
電話番号 (075) 414-4386
- (2) 入札説明書の交付
ア 交付期間

令和2年11月13日（金）から令和2年12月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和2年京都府告示第14号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。
大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」

(3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。

(4) 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。

(5) 電算室（メインフレーム機又は複数台のサーバが設置されており、空調機、無停電電源装置、消火設備、入退室管理装置の設備を備えている室）の運用管理の業務の実績を有する者で、京都府が発注する電算室運用業務を確実に履行することができること認められる者であること。

(6) 4の(1)で定める確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和2年11月30日(月)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年12月24日(木)午前11時

イ 場所

京都府庁旧本館会議室2-M

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和2年12月23日(水)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「電算室運用業務一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札書の受領期限までに到着しない入札

オ 委任状を持参しない代理人による入札

カ 記名押印を欠く入札

キ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

ク 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

ケ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額のうち導入業務委託分の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることがで

き、規則第159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured:
Sets of operation business for computer room
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
Monday December 14, 2020
- (3) Bid opening:
11:00 AM on Thursday December 24, 2020
The 2-M conference room, Kyoto Prefectural Office Former Main Building
- (4) Contact point for the notice:
Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570
TEL: (075) 414-4386



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町 1 番地
代表取締役 関口 憲司
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アピタタウンけいはんな
相楽郡精華町精華台 9 丁目 2 番地 4 ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称及び所在地	アピタタウンけいはんな 相楽郡精華町精華台 9 丁目 2 番地 4 ほか	(仮称) アピタタウンけいはんな 相楽郡精華町精華台 9 丁目 2 番地 4 ほか	令 2. 10. 30	店舗名称変更のため
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	ユニー株式会社 稲沢市天池五反田町 1 番地 代表取締役 佐古 則男	ユニー株式会社 稲沢市天池五反田町 1 番地 代表取締役 関口 憲司	平 31. 4. 15	代表者の変更のため

- 2 届出年月日
令和 2 年 10 月 30 日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 3 年 3 月 15 日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町 1 番地
代表取締役 関口 憲司
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アピタタウンけいはんな

相楽郡精華町精華台 9 丁目 2 番地 4 ほか

(3) 変更の内容

変更した事 項	変更前	変更後	変更 年月日	変更理由
駐車場の位置及び収容台数	1,601台	1,029台	令 3. 7. 1	利用実態による運営の見直しのため
駐輪場の位置及び収容台数	769台	260台		
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時	開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午前 0 時	2. 11. 30	顧客の利便性を高めるため
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで	午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで		

- 2 届出年月日
令和 2 年 10 月 30 日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 3 年 3 月 15 日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により長岡京市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 11 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バンビオ 1 番館、バンビオ 2 番館
長岡京市神足 2 丁目 1500 番ほか
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変

更の届出

令和 2 年 4 月 7 日

- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 2 年 12 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により向日市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 11 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ向日町店
向日市上植野町尻引 1 の 3
- 2 届出者の名称及び住所
(1) 株式会社関西ケーズデンキ
水戸市柳町一丁目 13 番 20 号
(2) 株式会社りそな銀行
大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 2 年 4 月 15 日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 2 年 12 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 11 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンプラザこすもす館

- 木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目3番地の4
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和2年5月28日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和2年11月13日から令和2年12月14日まで



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和2年11月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
宇治田原町
- 2 調査を行った時期
平成28年9月1日から平成30年11月15日まで
- 3 成果の名称
宇治田原町大字南の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
綴喜郡宇治田原町大字南の一部
- 5 認証年月日
令和2年10月29日
(国土交通省の承認年月日 令和2年10月19日)

府 議 会

- 1 府議会定例会の閉会
令和2年9月14日に招集された9月府議会定例会は、令和2年11月2日に閉会した。
- 2 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
令和2年10月6日決算特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した。
なお、同委員会は、令和2年11月2日の本会議にお

ける付託議案の議決をもって消滅した。

決算特別委員会

- 委員長 酒 井 常 雄
- 副委員長 岸 本 裕 一
- 〃 片 山 誠 治
- 〃 村 井 弘
- 幹 事 西 脇 郁 子
- 委 員 近 藤 永 太 郎
- 〃 荒 卷 隆 三
- 〃 池 田 正 義
- 〃 四 方 源 太 郎
- 〃 藤 山 裕 紀 子
- 〃 園 崎 弘 道
- 〃 中 村 正 孝
- 〃 中 島 武 文
- 〃 青 木 義 照 亨
- 〃 森 口 亨
- 〃 田 島 祥 充
- 〃 古 林 良 崇
- 〃 原 田 完
- 〃 光 永 敦 彦
- 〃 島 田 敬 子
- 〃 水 谷 修
- 〃 西 山 頌 秀
- 〃 北 岡 千 は る
- 〃 平 井 齊 己
- 〃 北 川 剛 司
- 〃 小 原 舞
- 〃 梶 原 英 樹
- 〃 林 正 樹
- 〃 畑 本 久 仁 枝

3 意見書

令和2年10月6日次の意見書を可決した。

- (1) 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書
- (2) ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- (3) 私学助成の充実強化等に関する意見書
- (4) 防災・減災・国土強靱化に資する社会資本整備の継続的な推進を求める意見書
- (5) 新型コロナウイルス感染症からの経済の復興に関する意見書